

岩手県企業局告示第1号

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年岩手県条例第52号）第2条第2項の規定による書面の交付をすることができないので、その内容を次のとおり告示する。

平成19年9月4日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

1 被処分者の所属、職及び氏名

(1) 所属 施設総合管理所

(2) 職 技師

(3) 氏名 菅原一彰

2 処分発令日 平成19年9月3日

3 処分の種類 免職

4 処分の理由 被処分者は、平成19年6月14日朝から所在不明となり、その後現在までの長期にわたり所在不明となっており、この間、平成19年7月1日から何らの手続を経ることもなく無断欠勤を続けている。

このことは、その職に必要な適格性を欠くものと認めざるを得ない。

よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号の規定に基づき、分限処分として免職するものである。

付記 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、企業局長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）